

教団新報

定価 1部144円(本体133円+共206円)
予約購読料 1年分 千共 5,150円
紙代のみ 3,600円
振替 00140-9-145275
本紙を購読ご希望の方は、前金を
そえて、お近くのキリスト教書店
へお申し込み下さい。
教会の購読料は負担金に含みます。

発行所 日本基督教団
169-0051 東京都新宿区西早稲田2-3-18
日本キリスト教会館内 電話03(3202)0546
FAX03(3207)3918
URL http://uccj.org
発行人 道家紀一
編集主筆 渡邊義彦
印刷所 株式会社きかんし

「伝道する教団の建設」

—十字架の贖いを土台として—

第40回 日本基督教団総会

この度、教団書記として4期目の務めを担うことになりました。これまでの6年間、常議員や各委員の方々、そして、教団幹事・職員の皆さんに支えられて、与えられた務めを果たせたことを感謝しております。今総会期も、共に主に仕え、教団(教会)に仕える働き



を担って行きたいと思っています。

ところで、今総会期においては、特に教団のこれからを見据えた取り組みが必要であると思っています。昨年、予算決算委員会が発表した「今後教団財政の見直し」の内容に改めて驚きました。教団財政のきわめて

祈り合い、支え合い、共に建ち続ける 教団を願って

雲然俊美書記

厳しい見通しが書かれていたからです。その意味していることは、教団所属の教会・伝道所の教勢の低下ということです。この「危機」に立ち向かうためにすべきことは、まず何と言っても、各個教会・伝道所、関係学校・団体・施設等が、それぞれの場で伝道に励み、

キリストの福音を宣傳していることであり、教団としてそれらの働きを支えることでありましょう。さらに今後、教団としての対応が迫られることは必至です。それは教団の組織や財政のあり方の見直しのほか、各個教会・伝道所および各教区のあり方や運営の見直しとい

ったことにも影響が及ぶことと思います。ここで、私自身、いわゆる地方の小規模教会に仕える者の一人として危惧することは、教会の存続ということです。新来会者はほとんど無い、何年も受洗者が与えられない、洗礼へと至った方が他の地へと転居する…と

いった困難の中で、それでもなお主にある希望のもとに礼拝をささげ、こつこつと伝道に励み、なおかつ他の教会を支えようとする「豊かさ(IIコリント8・2)」を持ち続けている教会が各地にあります。

教団全体において、教会が相互に伝道の労苦を担うために、変えるべきことを覚悟して祈り合い、支え合って、共に立ち続ける教団であることを願っています。

(秋田桜教会)

しかし、それとともに、厳しい現実の中で、そこに踏みとどまって福音の喜びにあふれて伝道している教会によって教団は支えられている。伝道の最前線にある教会と血の通う関係を回復して教団の伝道協力を進めることが、今総会期の重要な課題である。



教団が一致して伝道を進める対策が 得られるように

佐々木美知夫副議長

第40回教団総会に於いて副議長に再選され、これから教団が財政的にも機構的にも重要な時期に入っていくことを覚え、教団の伝道力をしっかりと持って歩んでゆかねばならないことに先ず責任の

重さを感じています。第39総会に「伝道する教団の建設」という主題を掲げて教団は信仰の一致に基づく伝道の推進を図ってきました。教団として必ずすべき課題は多くありましたが、各個教会・

伝道所の歩みが祝され、教団として共に将来を見つめる方向へと歩み出すことを祈ってきました。今日、私たちの状況には厳しさが続いています。これまで各個教会・伝道所の働きを担い、日本伝

道を支えてこられた方々に続く人々が十分に与えられていない状況があります。教団全体の伝道力や財政力に於いても厳しいものを抱えたまま進んで行かねばなりません。すでに多くの場でそのこ

とは指摘されています。その中で教団は「伝道する教団の建設」という主題を今総会も掲げ、歩みを始めました。主の十字架の贖いを土台とし、福音伝道を進める教団として建て上げられること

を祈りながら共に前に向かうこととなります。人の思いを超え、教会の主である神が自身が働いてくださることを信じ、歩み続けるのみです。

日本伝道に於いて教団の果たしてきた役割は大きく、これからは更に重要になるでしょう。宗教改革500年の年、キリストの福音を伝える働きを主に感謝し、教団がその使命を担えるよう祈り

第40回総会で教団の危機を共有した。予算決算委員長から2020年に教団の財政が破たんするとの訴えがあり、「機構改正と財政検討を始める委員会」の設置をこの訴えがなされた。機構改正と財政検討をして教団のスリム化を図ることが第40回総会期の重要な課題だ。



最前線にある教会との関係回復、 伝道協力を進める

石橋秀雄議長

機構改正と財政検討という2つの教団の喫緊の課題を担う「教団伝道対策検討委員会」の設置を提案し承認された。8名の教区議長と三役・常議員8名の計16名と、予算決算委員長、関係幹事の

陪席によって委員会が構成される。教区議長を中心に据えた委員会だ。教区の意見を聞き合い、伝道の最前線の声を聞き合い、祈り

合い、伝道協力を進め、教団の伝道力を高めて行くことができればと願っている。

「主の伝道命令に誠実に従って外国伝道をすすめる」との宣教師たちの思いによって日本の伝道がなされ、教団の教会が設立されていった。

この思いに触れるとき、私たちの姿勢が厳しく問われる。「主の伝道命令に誠実に従ってきたのか」と。

教団の全ての教会が主の伝道命令に「誠実」に従うことによって「教団

の伝道力の命と力の回復」がなされていくと考える。

主の伝道命令に誠実に従い以下の伝道推進基本方策を立て、教団伝道運動を推進し、そして、機構改正、財政検討の課題に取り組んで行きたいと願っている。

第1に「祈ろう」をスローガンに掲げて、「日本伝道推進日」を毎月定めて祈禱運動を展開、ペンを

第2に「伝えよう」を掲げて、礼拝で霊的力を受けて、主の証人として派遣される信徒を養成し、てゆく。「聖書を読んで、祈って、伝道する」伝道運動を展開していきたい。

第3として「献げよう」を掲げて日本伝道推進献金を訴えていきたい。

「祈ろう」「伝えよう」「献げよう」と訴えて、毎月祈りの日を定めてワシントン(500円)を献げたら日本伝道推進のための資金を得ることが出来る。

大胆な伝道戦略を立て日本の伝道を進めることが出来たら、日本基督教団の教会の活性化が図られると考える。

(越谷教会)

つつ、議長をお支えして歩みたいと願います。議長提案である伝道対策検討委員会設置が常議員会で可決され、その働きを始めます。教団が一致して伝道を進める対策が得られますようお願いいたします。

この年は東日本大震災救援の働きに於いても教団として一つの区切りを与えられます。なお多くの課題を抱えて被災地と被災教区そして教会・伝道所は歩みを進めておられます。救援対策継続事業委員会も設置されましたが、被災教区や諸教会と祈りを合わせながらその働きを為して行きたいと存じます。熊本・大地震の救援募金についてはこれから本格的な働きが為されます。被災地と被災教会を覚えて祈りを集めたいと願います。

小さな器を敢えて用いられる主と教団に信頼しながら、与えられた務めに励んでいく他はありません。お祈りください。

(静岡教会)

▼在日韓国朝鮮人連帯特設委員会▲

人権問題に関わる社会活動を行うことを確認

1月11日、教団小会議室で40総会期第1回在日韓国朝鮮人連帯特設委員会が開催された。初めに組織を確定するため、委員長・宮本義弘、書記・豊川昭夫を選出した。その他の委員は、小橋孝一、大友英樹、中寫曉彦である。



左から、豊川書記、大友、宮本委員長、道家幹事、中寫、佐藤氏

書記・豊川昭夫を選出した。その他の委員は、小橋孝一、大友英樹、中寫曉彦である。

②任務については、在日韓国朝鮮人の人権問題に関わる社会活動を行うこととし、主に「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト者連絡協議会(外キ協)」に関係する集会への委員の派遣、また在日大韓基督教教会付属のRAIK(在日韓国人問題研究所)が関わる集会や全国キリスト教学校人権教育研究協議会主催の人権セミナーに連帯していくこと。尚、RAIKについて佐藤信行所長より活動に関しての詳細な説明を受けた。

①前総会期までの活動取り組みを継承し、当委員会は常議員会の下にある特設委員会であり、常議員会の意向を踏まえて活動する。

2016年11月30日の午後、総幹事室を訪れた池田政一牧師の息子・池田大作、息女・土岐祐子各氏から、池田牧師の治安維持法違反被告事件に関わる一連の第1次資料が教団宣教研究所に寄贈された。

ホーリネス弾圧の資料

池田政一牧師の関係資料寄贈される

2016年11月30日の午後、総幹事室を訪れた池田政一牧師の息子・池田大作、息女・土岐祐子各氏から、池田牧師の治安維持法違反被告事件に関わる一連の第1次資料が教団宣教研究所に寄贈された。

池田牧師は、当時教団第6部の教師であり、1943年4月7日早朝に検挙され、1年余りの拘留の後、懲役1年、執行猶予3年の刑を受けている。その間の「予審終結決定書」、「判決文」、「刑

裁判断関係資料がこれだけ揃っているのは他になく、池田牧師自身が生前丹念に記録を保存し、それを土岐氏が大切に受け



資料を受け取った長崎哲夫前総幹事と、土岐、池田各氏

継いできた。既に、この資料を用いて石浜みかる氏による『紅葉の影に』(教団出版局、1999年)が出版されている。この貴重な資料を今後散逸させてはならないとい

う気持ちから、今般教団への寄贈を思い立ったという。なお、この資料は3部コピーされ、1部は土岐氏に手渡され、1部は日本ホーリネス教団弾圧資料室に寄贈、そしてもう1部は宣教研究所の閲覧用に用いられるとのことである。

(戒能信生報)

『これが素顔!』改め『カルトって知ってますか?』発行のお知らせ

キリスト教系カルト教団、たとえば「統一協会」(世界基督教統一神霊協会より2015年に世界平和統一家庭連合に名称変更)、「摂理」など、研究会、ボランティア活動などと称して、その勧誘被害が続出しています。また、「新天地」(新天地イエス教証拠幕屋聖殿)、「神様の教会世界福音宣教協会」など、いわゆる、乗っ取り型の被害も続出しています。私たちキリスト教界はこれらを憂慮し、カルト問題キリスト教連絡会を結成しています。

このたび、『これが素顔!』改め、『カルトって知ってますか?』を作成しました。QRコードを入れ、読みやすくなっています。統一協会ばかりでなく、様々なカルトの対策に使えるように改めました。また、「各教派の相談会で最近増えつつある統一協会以外のキリスト教系団体」を差込みとして入れてあります。

定価は1冊100円となっております。購入申し込みは、電話、ファックス、メールにて連絡ください。不明な点は日本基督教団統一原理問題連絡会へ問合せください。

カルト問題キリスト教連絡会

販売担当 日本基督教団統一原理問題連絡会

(TEL 03-3202-0544、FAX 03-3207-3918、E-mail ohkawa@uccj.org)

東日本大震災関連記念行事日程

《奥羽教区》

◆東日本大震災6年を覚えての礼拝

北西地区 3月11日(土)午後2:00～ 青森松原教会
北東地区 3月11日(土)午前10:30～ 大三沢教会
岩手地区 3月12日(日)午後2:30～ 宮古教会・江刺教会
秋田地区 3月11日(土)午後2:00～ 秋田鶴山教会

《東北教区》

◆東日本大震災記念礼拝

3月11日(土)午後2:30～4:00 石巻山城町教会

《関東教区》

◆東日本大震災被災記念礼拝

3月11日(土)午後1:30～ 水戸中央教会

《日本基督教団東日本大震災救援対策本部》

◆東日本大震災6周年記念礼拝

一被災地を忘れることなく、救援対策諸事業への感謝を込めてー
3月10日(金)午後5:30～7:00 早稲田奉仕園スコットホール

今伝えたいララからのメッセージ
ララ70周年記念フォーラム



2016年11月30日早稲田奉仕園スコットホールで、CWS Japan(チャーチ・ワールド・サービス・ジャパン)他5団体共催によって「今伝えたいララからのメッセージ」が参加者130名を得て開催された。

1946年から52年までの間に約400億円相当、日本及び韓国への救済事業である。開会挨拶で、長崎哲夫前教団総幹事は、教団はもとより国内全教会人・日本人を代表して同事業の指導者ジョージ・E・バット博士(CWS)、エスター・B・ローズ女史(米国フレンズ奉仕団)、ミカエル・J・マキロップ神父(カトリック戦時救済奉仕団)をはじめ

北米プロテスタント各派合同の教会世界奉仕団・フレンド派・カトリック・救世軍・YMCA・YWCA・米労働総同盟・産業別組合・ブレイズレン・ガールスカウト・ルーテル・ユニテリアン・クリスチャンサイエン

当時の日本人の6分の1に当たる1400万人が恩恵に浴したと言われ(円換算にして約400億円相当)、日本及び韓国への救済事業である。開会挨拶で、長崎哲夫前教団総幹事は、教団はもとより国内全教会人・日本人を代表して同事業の指導者ジョージ・E・バット博士(CWS)、エスター・B・ローズ女史(米国フレンズ奉仕団)、ミカエル・J・マキロップ神父(カトリック戦時救済奉仕団)をはじめ

CWS Japan事務局長の司会で、ララの公平・裏方・尊敬・自発性・分かち合い等の精神をめぐって片山信彦ワールド・ビジョン事務局長、小海光ウェスレー財団代表理事、齋木満恵日本キリスト教奉仕団理事、島田茂日本YMCA同盟総主事、山本雅基きぼうのいえ理事長5氏による熱い発言があった。

会の終了後は、早稲田奉仕園スコットホールの地下にあるホールで和やかな交流会が持たれ、また違った雰囲気、各々の交流が行われた。ララの精神を振り返り、キリスト教諸教会および諸団体の今後の人道支援の在り方を考える良い機会となった。

(長崎哲夫報)

第40総会期常設委員会等委員選考結果

★Ⅱ招集者、Ⅲ信徒 (1月20日現在)

《常任常議員会》 石橋秀雄(越谷)、佐々木美知夫(静岡)、雲然俊美(秋田)、保科隆(福島)、藤掛順一(横浜指路)、真壁巖(相愛)、宮本義弘(沼津)、○望月克仁(鎌倉雪ノ下)、○鈴木功男(目白)、○中嶋曉彦(八王子)	《協約に基づく委員会》 〔在日大韓基督教会と日本基督教団との宣教協力委員会〕 石橋秀雄、佐々木美知夫、雲然俊美、宣教・在日韓国朝鮮人連帯特設委員長 《常議員会の下にある特設委員会》 〔在日韓国朝鮮人連帯特設委員会〕 ★小橋孝一(新島、宮本田、田中かおる(安行)、○望月克仁、○稻松義人(遠州栄光)	里子(沼津)、日本キリスト教社会事業同盟・宣教師学校協議会より各1名 *2017年3月31日の東日本大震災対策本部活動終了時までの任期とする。 〔熊本・大分地震被災教会会堂等再建支援委員会〕 ★高橋潤、横山良樹(半田、田中かおる(安行)、○望月克仁、○稻松義人(遠州栄光)	★石橋秀雄、岡村恒(大阪)、小橋孝一、○中嶋曉彦、○物井恵一(小松川) 〔教師養成制度検討委員会〕 ★米倉美佐男(札幌)、岸憲秀(千葉本町)、堀真知子(瀬戸キリスト)、古澤啓太(神戸東部、栗原清(武蔵豊岡)、古澤永愛知、願念望(国分寺)、長 〔教憲・教規変更手続検討委員会〕 ★雲然俊美、東野尚志、○井田昌之(狛江)
《責任役員会》 石橋秀雄、佐々木美知夫、雲然俊美、高橋潤(中京)、藤掛順一、○奥山盾夫(千葉本町)、○佐久間文雄(志木)	《監査委員会》 服部能幸(兼務・宗教学人、伊勢原)、○辻康(兼務・宗教法人、四日市)、○宮下重康(玉川)	《東日本大震災対策本部》 石橋秀雄(本部長、佐々木美知夫、雲然俊美、保科隆、藤掛順一、真壁巖、○佐久間文雄、○八嶋田念事業準備委員会)	★宣教師委員会 〔東日本大震災対策本部〕 ○井田昌之(狛江) ★菅原力(新生)、宮川経宣(仙台五橋)、古旗誠(目白)、上原智加子(須磨月見山)、金澤正善(小郡、福島純雄(筑波学園、指方信平(札幌北光(信仰職制委員会)

★藤盛勇紀(富士見町)、須田拓(東京神学大学)、田邊田紀夫(茨木)、武田真治(広島)、田村博(調布)、宍戸俊介(愛宕町)、○河田直子(番山町) 〔教師検定委員会〕 ★服部修(番山町)、井ノ川勝(金沢)、潮義男(仙台青葉区)、古原治雄(福岡中部)、秋間文子(茅ヶ崎南湖)、成田いづし(磐上)、左近豊(美竹) 〔予算決算委員会〕 ★愛澤豊重(横浜菊名)、宇田真(岩村田)、○遠矢良男(富士見町)、○折原威男(八王子ペテル)、田口博之(名古屋)、○長島恵子(鴨島兄弟)、金附正夫(佐賀)	★森下耕(洛陽、加藤孔二(金沢長町)、松本敏之(鹿児島加治屋町)、高承和(聖和)、石井佑二(遠州、原和人(手稲はこぶね、日本キリスト教社会事業同盟より1名 《宣教師研究所委員会》 ★小堀康彦(富山鹿島町)、小泉健(東京神学大学)、野村稔(鳥居坂)、村上義治(館坂橋、岡本知之(西宮、熊江秀一(新津、小林光(熱田) 《伝道推進室》 ★石橋秀雄、山畑謙(小金井緑町)、網中彰子(NCC)、齋藤篤(深沢) 《出版局理事・監事》 理事・山北宣久(隠退、竹澤知代志(玉川)、○岡田義信(田園調布)、○望月克仁、○飯光(霊南坂)、○秋岡陽(フェリス)、長崎哲夫(無任所)、○新藤敦(出版局長、道家紀一(総幹事事務取扱)	(佐世保、道家紀一 監事・○勝田正佳(横浜指路)、○岩澤高(銀座) 《部落解放センター運営委員・監事》 委員・韓守賢(旭川豊岡)、江戶清(奥中山)、加藤恵夫(東北教区)、○丹波三夫(東所沢)、亀岡頭(工パタ)、秋永好晴(鶴川北、井殿準(翠ヶ丘、本城仰太(松本東、平井克也(刈谷、宮田誉夫(草津)、○東谷誠(いずみ、塩見和樹(甲東、笹井健匡(児島、後藤慧(神辺)、成田信義(土佐、藤原仰(延岡三ツ瀬、活動委員長 監事・森なお(兵庫教区)、○駒本和男(河内長野) 《隠退教師を支える運動》推進委員 委員・○森啓一(梅ヶ丘、○池田浩二(霊南坂)、○井上昌保(野幌)、○奥野力ネコ、○鈴木秀信(船橋、○滝川英子(七里)、○田口千恵子(東久留米、○須田静代(名古屋中央)
--	---	--

1967年以来、私たち日本基督教団は、この日を「信教の自由を守る日」として、各地で2・11集会を開催し、「建国記念の日」の祝日に対して異議を訴え続けてきました。(教団HPより)

であるから、そもそも「対立」がこの日の設定の根拠である。国の姿勢・天皇制・そのの押しつけ、それへの抵抗、レジスト、プロテストを中心として各地集会も実施されてきた。

しかし、抵抗・反対とは「怒り・憎しみ」による声で満ちて終わりがねない。「自由の霊」(詩編51・14)により支えられ、満たされるべき我ら

の信仰の歩みは本心にそれで良いのか。

まだ神学生の頃、夏期実習で四国に派遣された。そこでお世話になった伝道所の先生と共に海に行く機会があった。海は綺麗で、特にそこに

ところが、水槽に入ると、あのブルーの輝きが失せていた。青は青だが、少しくすんだ色になってしまっていた。 「弱ってしまったのかな」と心配になり、翌日、元の海に帰すことにした。

ただ縛りが無いとか、好き放題やれるとかではなく、どんな状況にあっても、いや緊張感があるからこそ、「信仰」においては何者にも束縛されない歩みがある。

真実に自由なお方、主イエスが共におられることに「感謝しながら歩む」人生には、果てしない自由な未来が広がっている。

(社会委員会 芳澤 信)

2・11メッセージ

自由に泳ぐ魚たちはまばゆい輝きを見せていた。その時、真っ青に光る魚、「コバルトルリスズメ」を見つけ、網で数匹を捕獲して伝道所に持ち帰った。子供たちや他の方にも綺麗な魚の姿を見せたかったからである。

そして海に魚を放つと驚いた。ルリスズメたちは、あのブルーの輝きを一瞬にして取り戻したのだ!

水族館の専門家によれば、「海に戻った緊張感から色を取り戻す」ようだが、幼子のような思いで見れば、明らかに

事務局報

★貝志堅篤(読谷)、○寛伸子(茨城東、有澤慎一(八尾東)、荒井偉作(名取)、横山ゆずり(平田)、野口幸生(高知東)、宣教協力学校協議会より1名(社会委員会)	正教師登録 上野峻一、長谷川義(2016・12・5受按) 内山友也、山田詩郎、山田麻衣子 (2016・12・6受按) 宮澤真樹、柳村宏文、神田道隆 (2016・12・11受按) 福山裕紀子
--	--

消息

 西川博彬氏(隠退教師) 16年12月12日逝去、78歳。山梨県生まれ。60年東京聖書学校卒業、同年より上諏訪教会を牧会し08年隠退。遺族は、妻・西川一三さん。 原 登氏(隠退教師)	 山村英幸氏(隠退教師) 17年1月26日逝去、83歳。78年東京聖書学校卒業。80年より北九州復興、如鸞教会を牧会し98年隠退、00年復帰し北九州復興、小倉徳力教会を経て07年隠退。遺族は、義息・貞国克己さん。	 小松川教会を経て98年隠退。遺族は、息・原護さん。 宮崎 創氏(隠退教師)
---	---	---

(2017・1・29受按) 教師異動 北本 辞(兼主) 温井節子 日本基督教団 辞(教) 長崎哲夫 日本キリスト教婦人矯風会 辞(教) 上田博子 成田 辞(主) 岸 憲秀 保田 就(主) 上田博子 蒲原 就(代) 眞嶋 威 物部 就(代) 高橋 爾 中条 辞(代) 米倉 渚 〃 辞(主) 富井鉄兵 〃 就(主) 金子 智 新潟信濃町 就(担) 中西恭子 大島ソオン 就(担) 栗原武士 住道一粒辞(主) 野村史子 〃 就(代) 有澤慎一 青森 就(担) 工藤浩栄	中村町辞(担) 知花スガ子 じろ自由メソジスト教会 就(外) 知花スガ子 美称 辞(代) 上原芳子 〃 就(兼主) 上原芳子 〃 辞(代) 清弘剛生 〃 辞(代) 長崎哲夫 直江津 就(代) 小池正造 羽生 辞(主) 伊早坂貴宏 〃 辞(兼主) 星山京子 〃 就(兼主) 星山京子 〃 辞(代) 秋山千四郎 〃 就(代) 安部一徳 教師退任 岩本龍弘 教師隠退 内田吉則、加藤弘治 隠退より復帰 船本弘毅 教会通信先廃止 西原(↓教会宛となる)
---	--

第 4855 号		教 団 新 報		2017 年 2 月 18 日		(4)	
(第三種郵便物認可)							
議案 42 号 教憲 9 条を改正し、伴って関連教規条項を改正する件 提案者 第 66 回 九州教区定期総会議 案 現行の教憲第 9 条の規定「教師はこれをわけて、正教師および補教師とする」は、先の大戦下に宗教団体法（1940 年施行）及び同施行令の命じるところに従って合同前各教派が不可抗力的に採るに至った「二種教職制」を踏襲して定められた旧日本基督教団規則第 207 条「教師ハ之ヲ分チテ正教師及補教師ノ二種トス」を、戦後の混乱期に充分な検討なくそのままに引き継いだ（1946 年 6 月制定）ものであって、教会の信仰に基く内的希求ないし信仰的決断に発した定めではない。従って、第 40 回日本基督教団総会は、先の戦時下に犯した“神の主権よりも国権を上位に置いた過ち”を深く悔改め、神が与え給うた信仰の自由なる決断において、教憲第 9 条を次の通り、改正し、伴って関連教規条項を改正する。 〔教憲第 9 条現行条文〕 本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身した者とする。 教師はこれをわけて、正教師および補教師とする。 正教師は按手礼を領した者、補教師は伝道の准允を受けた				者とする。 〔教憲第 9 条改正条文〕 本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身し、按手礼を領した者とする。 上の改正に伴って、関連する教規の条項を次の通りに改正する。 〔教規第 103 条現行条文〕 教会担任教師が正教師であるときは牧師、補教師であるときは伝道師という。 〔教規第 103 条改正条文〕 教会担任教師を牧師という。 〔教規第 104 条現行条文〕 教会担任教師は、次の教務を執行する。 ただし、伝道師は、第 2 号の教務を執行することができない。 (1)礼拝、伝道および信徒の信仰指導 (2)聖礼典の執行 (3)結婚式、葬式その他の儀式 〔教規第 104 条改正条文〕 教会担任教師は、次の教務を執行する。 (1)礼拝、伝道および信徒の信仰指導 (2)聖礼典の執行 (3)結婚式、葬式その他の儀式			
				第 40 回日本基督教団総会にて扱いに瑕疵がありました。以下 3 点について改めて掲載いたします。 (1) 議案の掲載については「理由」も含めて全文を以下のように掲載いたします。 (2) 教憲 12 条の「三箇月前に公表する」の意味 (3) 「二種教職制度」について協議する場を設けることについては第 40			
				総会期も設置が継続される「教職養成制度検討委員会」にて扱います。 なお、総会議長・石橋秀雄の謝罪文は既に教団新報 4851 号に掲載されております。ご確認ください。 総幹事務取扱 道家紀一			
この問題等を閑視することではできないとの認識が保持し続けられていたということです。 1982 年からは「三委員会連絡会」(教師委員会・信仰職制委員会・教師検定委員会)が、教師制度や教師検定制度のあり方について検討を重ねるといふ努力があり、第 27 回教団総会(1992 年)は全教区の議員が出揃う総会となりましたが、残念ながら、以後の教団総会で二種教職制廃止をめぐる本格的な議論がなされる機会は多くはありませんでした。本質議論は出尽くしているであろうとの認識と共に、膨大な議論の集積という事実が、その時点での議員たちをして積極的発言をためらわせたものでしょう。そしてまた、時の経過の中で事実上、継続されてきた二種教職制度ですから、これに無頓着な世代が現れてきたことも事実であったと思われま				した。これをつけた第 16 総会期常議員会(1969 年)は教憲第 9 条改正の必要を認める決議をなしました。その後、常任常議員会の下に設置された作業委員会が提出した報告を基に常議員会は、1970 年 7 月、第 17 回教団総会に二種教職制廃止を目的とする教憲第 9 条改正を正式に提案することを決定したのでした。その内容は、教憲第 9 条の条文を「本教団の教師は、神に召され正規の手続きを経て献身し、按手礼を領した者とする」というものであり、これに伴う教規、関連規則の変更を第 18 回教団総会に提案できるように常議員会に準備させるというものでした。 この改正案は、いわゆる「教団紛争」の激化に伴う第 17 回教団総会延期などの事情の中で、以後の教団総会で毎回継続審議扱いとされざるを得ず、第 25 回教団総会(1988 年)において、全教区の議員が揃う教団総会開催まで審議を凍結するとの決議がなされ、教団総会議案からは消えることとなりました。しかし、私たちが忘れてならないのは、この間 30 余年の長きにわたって信仰の先達が日本基督教団にとつての、あるべき教職制度を形にして下さったと努力を続けて下さったという事実であり、教団全体にも、まことの教会となるために二種教職制度			
直近、最後の教団的取り組みは、第 30 総会期第 5 回常議員会(1998 年 7 月)が提案し、第 32 回総会(2000 年)で可決された「教憲 9 条を検討する件」でした。 これは実に 3 総会期をかけての検討でしたが、検討作業委員会は 2006 年 2 月の第 34 総会期第 4 回常議員会に、これ以上の検討作業継続は困難であるとの最終報告を提出、常議員会がこれを承認したことによって、二種				の問題等を閑視することではできないとの認識が保持し続けられていたということです。 1982 年からは「三委員会連絡会」(教師委員会・信仰職制委員会・教師検定委員会)が、教師制度や教師検定制度のあり方について検討を重ねるといふ努力があり、第 27 回教団総会(1992 年)は全教区の議員が出揃う総会となりましたが、残念ながら、以後の教団総会で二種教職制廃止をめぐる本格的な議論がなされる機会は多くはありませんでした。本質議論は出尽くしているであろうとの認識と共に、膨大な議論の集積という事実が、その時点での議員たちをして積極的発言をためらわせたものでしょう。そしてまた、時の経過の中で事実上、継続されてきた二種教職制度ですから、これに無頓着な世代が現れてきたことも事実であったと思われま			
教職制度は教団の議題とされることなく今日に至ることとなったのでした。この時点で課題克服を阻んだ要因のひとつは、温存された二種教職制度と共存する内に、補教師という制度の中に訓練期間としての「有用性」を見出す層が現れてきたことであったと考えられます。 以上のように、教憲第 9 条に定められた二種教職制度に対する問題意識が、時の経過と共に退行してきたことは否めませ				ん。しかし、そうであるからと云って、教会の根幹に関わるこの問題を捨て置くことはできません。先の敗戦後にいち早くこの問題を指摘した先輩方やその後改正努力を積み上げて下さった方々は、「正教師・補教師の別によって御言の宣教と聖礼典執行が分離されることはプロテスタントの神学から承認されないこと」であり、「二種教職制度とは国の圧力の下に採ってしまった便法」で			
あり、神の主権よりも国権を上位に置いた過ちの痕(しるし)であることとを明確に見抜いておられたのです。この認識は正当です。便法の上に主の教会が建て上げられるはずはなく、神の主権よりも国権を上位に置いた過ちの痕を帯びたまま、まことの教会となり得る道理もないことです。補教師制度に訓練期間としての「有用性」を見出すことも本末顛倒というほかありません。 案致します。				長い年月にわたる議論の膨大な集積に慣れを抱いているとしても、これより生起するであろう法規相互の整合作業や制度整備にたじろぐ思いに囚われているとしても、私たちは「教憲 9 条を改正し、伴って関連教規条項を改正する」ことを決断すべきです。私たちは主にのみ従う教会であらねばならず、従ってそれを体現せねばならないからです。よって、本件を提案致します。			